

令和5年3月定例会
総務建設委員会記録

令和5年3月14日（火）
午前10時00分
全員協議会室

付託案件 議案第2号 有田市職員定数条例の一部を改正する条例
議案第3号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第6号 有田市消防団条例の一部を改正する条例
議案第10号 有田市個人情報の保護に関する法律施行条例
議案第11号 有田市情報公開・個人情報保護審査会条例
議案第23号 建設工事等委託に関する協定の変更について
議案第25号 和歌山広域消防通信指令事務協議会の設置について

出席者

委員 堀川 明委員長 小西敬民副委員長
浜口元司委員 福永広次委員
生駒三雄委員 岡田行弘委員
上山寿示委員

西口正助議長

特別職 田代利彦副市長

経営管理部 嶋田博之部長 早川ちひろ理事
脇村哲弘参事 若松伸行税務課長
谷中祐子財政係長 田中裕一管財係長
伊藤めぐみ人事係長 上村泰広総務係長

経済建設部 上田敏寛部長 梅本陽子理事
中尾一之産業振興課長 大浦秀和有田みかん課長
児嶋信毅建設課長 泉 泰朗都市整備課長
中尾幸平計画整備係長 嘉藤峰征公共建築係長
名倉健策計画整備係主任

消防本部 嶋田富司消防長 鎌田利宏次長
尾藤海男樹総務課長 武田一之警防課長

尾藤 彰総務課主幹
平 喜行警防課主幹

鎌田竜二総務課主幹

議会事務局 田中 聡局長
大谷真也書記

福永康一次長

開 会

○堀川委員長： これより総務建設委員会を開会いたします。

議案第2号 有田市職員定数条例の一部を改正する条例
(嶋田経営管理部長 説明)

○堀川委員長： 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○岡田委員： 職員を減らすことによって、仕事の負担が個人一人ひとりに大きくなるようなイメージがするのですが、その辺は大丈夫ですか。

○嶋田部長： 今回の定数条例の改正によって、職員を減らすということではございません。実態との乖離を解消するというものでございます。職員数としては、ここ数年はむしろ少しずつですが、増えている状況でございます。ただ色んな事業を、色んな投資的なこともしている中で、職員はかなり負担増になっていることも事実ですが、実態としては少し増えているという状況です。

○堀川委員長： 他に、御質疑ありませんか。

○浜口委員： この250人という市長の事務局部の人数がありますが、これはこの部署にこれだけ必要という考え方であるのか。それとも、この職員数というのは、ある程度有田市の人口に比例させているのか。その辺の考え方はどうなっているのですか。いわゆるこの部署にはこれだけ必要という考え方もあるだろうし、また有田市の人口、各都道府県においても、各自治体においても人口に応じてどれくらいというベースがあるのか。その点を把握していますか。

○嶋田部長： 今回の改正の中で例えば市長の事務局を250人ということで、条例上は減らしておりますが、現在の実際の職員数は225人です。そういう意味ではこの定数条例は上限と言いますか、この範囲の中で一定の人員管理をしていく考え方でございます。実際にはそれぞれの部署で、今どれくらいの人員が必要かということは、その都度状況に応じて行っている積み上げが225人という数字でございます。それと人口規模に応じてという話で言いますと、類似団体という考え方があります。これは統計調査の中で類似団体という考え方があり、その平均値からすると本市の職員数は、平均より9.4パーセント下回っているということでございます。

○浜口委員： 下回っているということなのですが、有田市の人口は今2万6,000人ほどに減っている訳です。それに比例して職員数も減って行くべきである訳です。しかし、今

の話ではかなり減らしていて、現在は225人。250人というのはマックスという意味か。

○嶋田部長： 250人は上限ということです。その範囲の中で適正な人員管理をしていくという考え方です。

○浜口委員： 実際には225人ということですよ。

○嶋田部長： 令和4年4月1日現在で225人ということでございます。

○堀川委員長： 他に、御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

議案第3号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
(泉都市整備課長 説明)

質疑なし 採決 (可決)

議案第6号 有田市消防団条例の一部を改正する条例
(尾藤総務課長 説明)

質疑なし 採決 (可決)

議案第10号 有田市個人情報の保護に関する法律施行条例
(嶋田経営管理部長 説明)

質疑なし 採決 (可決)

議案第11号 有田市情報公開・個人情報保護審査会条例
(嶋田経営管理部長 説明)

○堀川委員長： 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○岡田委員： 保護審議会が保護審査会に変わるということと、条例の内容を見て、そして県内の条例を見ますと、この有田市の第3条の審査会は、委員5人以内をもって組織すると書かれていますが、他所を見ると5人をもって組織すると書かれているところもあります。以内というのは、5人で無くてもいいというような感じに取れるのですが、その辺の

ことを教えて下さい。

- 嶋田部長： 5人以内という形でございますが、実際に委嘱するということになれば、5人を目安に考えていきたいと思っております。ただ、例えば4人になったからといって会が成立しないということにはならないという、そこは柔軟に対応していくというところでございます。
- 岡田委員： 最低4人からですか。3人でもオッケーになるということですか。
- 嶋田部長： 5人以内ということですので、オッケーといえはオッケーになるのですが、やはり一定数あった方がより適正な審査をしていただけると考えますので、そういう場合にはまた委嘱をしていくというような形にしていきたいと考えてございます。
- 岡田委員： くだいようですが、最低何人は必要と考えていますか。4人であるのか、その辺はどうですか。
- 嶋田部長： そこは、何人以上ということをあえて書いていないというところは、柔軟に対応したいと思っておりますが、やはり色んな知見のある方に入ってきて、適正な審査をしていただくことからすれば、5人に近づけるようには運営していきたいというふうに思っております。
- 岡田委員： 他の自治体を見ると、委員は政治色のない人、活動をしてはいけないとうたっているところもあるのですが、今回この中にはそういうことはないのですが、こういうことは統一されていないものなのですか。自治体によって色々違いがあるのですか。
- 嶋田部長： 各自治体を見てみますと、例えば弁護士であるとか、大学の教授であるとか、あるいは公務員のOBであるとか、そういった方というところもあります。私ども今の段階で、この委嘱をこれからしていきますが、想定しているところとしては、同じように弁護士であるとか、大学の教授であるとか、あるいは人権擁護委員であるとか、あるいは元県職のOBであるとか、そういった方を想定して人選していきたいと考えてございます。
- 岡田委員： 報酬についてももうたっているところがあったのですが、有田市としては報酬をどのように考えられているのですか。
- 嶋田部長： 今回の非常勤委員は報酬の条例の中で特に規定はしていないので、その他の非常勤委員という形になります。1回3,000円という形になります。
- 堀川委員長： ほかに御質疑はありませんか。
- 委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第23号 建設工事等委託に関する協定の変更について
(嶋田経営管理部長、泉都市整備課長 説明)

- 堀川委員長： 説明が終わりました。
次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

- 上山委員： これはちょうど1年位前にこの委員会で審査したものだと思います。各委員からは色んな指摘があり、今の説明にもあったのですが、その時点で5億3,600万円という金額が確定、確定というか掴んでいたということで、社会情勢の変化を見る、どうなるかが分からないという中で、当初の令和3年4月20日の6億1,600万円という締結をそのままに保護してきたということではないのですか。
- 泉課長： 委員のおっしゃるとおりでして、当初予算に計上した時点で金額の方は大体このぐらいで行けるのではないかと、そういうことで予算計上をさせていただきました。それで今おっしゃっていただいたような情勢があったこともありますので、金額については据え置き形で推移させていただいたところです。
- 上山委員： 令和4年の3月4日に議会の追認ということで、令和3年4月20日に協定を結んだものを議会の承認を得ていなかったの、これをしなければならないということで確か去年、追認という形で上がって来た議題ですよ。この時にこのような補足という説明は無かったように思っているのですが、その時はどうでしたか。
- 泉課長： その際、令和4年度の債務負担行為が上限4億3,000万円、予算を計上したのが3億5,000万円、その時に、私の当初予算の説明の時にもう少し丁寧に説明するべきだったと感じております。
- 堀川委員長： 他に、御質疑ありませんか。
- 岡田委員： 私たちとしては、8,000万円が決定額より多くなっているのが分かった時点で、速やかに減額補正してもらいたかった。職員の皆さんは8,000万円という金額をどのように感じているのか、その辺をお聞きしたい。
- 泉課長： 8,000万円は大きな金額でございます。その点につきましては反省しているところでございます。
- 岡田委員： これは市全体的に分かっていたことですよ。
- 嶋田部長： 令和4年度の予算で3億5,000万円という計上をしておりますので、その時点で金額は分かっていた。この時点でこちらの配慮が足らなかったことについて、説明が足りなかったことについて申し訳なかったと思っております。
- 岡田委員： 今まで色々と議員の方から、委員長報告で提言していたことが少しも生かされていないといいますか、丁寧な説明ということを議員から言っているのですが、この事を一つとっても感じる部分であると思えます。
- 堀川委員長： 他に、御質疑ありませんか。
- 生駒委員： 今委員も言われたように、令和3年度の追認の時にも委員から色々なコメントが言われていました。その時には真剣に取り組みますという返答をもらっているのですが、職員に対して実際にはなされていなかったのですか。
- 嶋田部長： 昨年の3月の定例会でこの協定の議案について、追認で皆さんに説明してお願いした際にも、色々と委員の皆さんからご指摘をいただきました。その際に事務改善ということで、議会の議決が要る、要らないという部分をきっちりと起案文書の中でも明確に分けるようにしました。それから研修を実施するという形で改善に努めてきたつもりでございます。それがまたこういう形で、遅ればせながらといいますか、様子を見ていたと

いうところもあるのですが、こういう形で変更の協定を結ぶことになったことについては、申し訳なく思っております。

- 生駒委員： この議案に関係なく議会で色々と感じていることは、議会に対しての報告が遅い、全てに渡って遅い。議会で議論する前にきちっと報告されない事案が余りにも多すぎる。これからもそういうことが多々起こるようなことであれば、議会が軽んじられているのではないか。議会にも悪いところがあるのかも分かりませんが、以前にも言ったと思いますが、議会と当局は車の両輪の如くというのであれば、もう少し議会と話を詰めてもらわないと、特に議長、委員長には事前にでも話をしてもらわないと、突然話が出てくるような傾向が強すぎるように思う。議会に再三再四、このようなことばかり出してくるといこと、このようなことをしていれば、本来なら認められないことだと思います。そうは言っても、直るのか、直らないのかは分かりません。何を言ってもダメなのか、議員から色々なことを言っても直るような傾向もない。そういうことであれば、これから議論なんかできない。その辺をしっかりと考えていただきたいが。
- 嶋田部長： 今委員から指摘されたことについて、これからはそういった事も踏まえて、なるべくこういった大きな、大事なことについては分かった段階で、早く何らかの説明するように心掛けたいと思っております。何卒今後ともご指導の程よろしく申し上げます。
- 堀川委員長： 今の委員の提案に対して、私の方から一言。議案を提出する前に情報として、議長に対して、こういう議案を提出しますということを行うことなど、事前に情報を入れると言いますか、相談していただきたい。結果的に議案が出てきてどうしようもない、採決しなければならぬという押し迫った状態で提案されるので、私たち議会としても本当に判断に困る時があります。前もって相談して、こういった事を提案したいということ事前に議長、副議長に情報を入れてもらうことで、私たちにも通じるし、スムーズに行けると思うので、情報の提供をよろしく願いしておきます。他に、御質疑ありませんか。
- 西口議長： 採決する前に、今回のことについて各委員から色々な意見を発言してくれました。最終的には委員が言われる通りだと思います。この議案については、過去に18号議案でそういった事実がある訳です。その時にも、今出ているように追認ということであったのです。色々な意味でその当時のことを見返してみたときに、契約の正当性をするために追認をお願いしたいというコメントになっていました。まさしく議会に対してのあれがあると思います。先ほどのことについては、きちっとして審査し、やっぱり当局も色々な事があると思います。このことについては、以前にも委員から、去年の3月に委員会でもこうこうと、ここはこうですよというような契約、相手方のことに対して、色々な説明をしてくれています。それに対しての対応も気を付けてやっていかなければならないという中で、先ほどの当局の説明は過剰なものか、考え方があったのか、もしくは。そうでないと変更するのにこうこうとか、8,000万円は分かっていたのですよね。やっぱり金額の大きさとか、色々な事柄をみて、お互いの立場がありますよね。私もできるだけ当局と議会を円滑に物事が進むように考えているつもりですが、やっぱり言ってもらえなかったということに対しては、非常に強い憤りを感じております。私は正直なところ、前の経過から色々総合して判断をすれば、委員の方々はこのようなことを聞いてくれないと思っております。

した。私はそういう腹立たしさ、正直な話、採決の前に言うのもどうかと思いますが、議長として、こういう部分では色んな事情があって、ウクライナの問題等々があるのでということもあったと思いますが、先ほども委員がおっしゃったようにやっぱり金額が大きい。そういう部分を含めたところで、お互いに協力して円滑に進めたいということ、委員長からも冒頭に委員会を円滑に進めていきたいということがあった訳です。その気持ちで委員会や議会を進めているので、遠慮なしに色んなことを言ってください。ただし、言ってきたからといって全て聞くつもりはありません。追認機関ではないという言葉を最後に言うておきます。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

- 堀川委員長： 副市長が出席されましたので、議案第23号について、一言いただきたいと思ひます。
- 田代副市長： お時間をいただきありがとうございます。議案第23号に関してですが、これまでの経過も担当から報告を受けております。又、本件について、色々と委員の皆さまからもご指摘をいただいていることも承知をしております。そもそもこの23号につきまは、昨年ですが、追認ということ色々とご意見もご指導もいただきながら、お認めいただいたという経過もございまして、その際にもしっかりと議会に対して説明をするように、漏れなくということご指導もいただいております。今回ですが、考え方は色々と担当の方からも説明させてもらったと思ひますが、この件に限らず、幾ら自分たちがこうだと思ひていても、議会だけに限らずですが、相手に伝わるように要所々々、ポイントを明確にしながら丁寧に説明をしていかなければならないというのは、常日頃から言っているのです。今回そういったところで説明不足といったところもあって、色々と委員の皆さまからご指摘をいただきました。引き続きそういった仕事のやり方、進め方について事前に準備するところはしっかりと準備をして、丁寧に説明をさせていただくように今一度指導していきたいと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 堀川委員長： 分かりました。これに対して何かご意見のある方はございせんか。
- 生駒委員： いつもそういうお話です。真剣に議会としてもいいようにしていきたい。お互いに思ひは一緒だと思ひるので、別に文句を言うということでもないですが、時には議会と当局は車の両輪の如くと言われますが、そうならないようにしているのは当局側だと思ひています。しっかりと報告をしてくれたら、議会としても受ける体制はできているので、もう少し本当に先ほども言われたように、丁寧な説明をしていただきたい。今後二度と副市長から説明をいただくような状況にならないようにしていただきたい。お願ひしておきたいと思ひます。

質疑終了 採決 (可決)

議案第25号 和歌山広域消防通信指令事務協議会の設置について

(武田一之警防課長 説明)

○堀川委員長： 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○岡田委員： 以前から色々と説明を聞いて、経費の節減が一番印象に残っています。先ほどの説明で住民サービスの向上とかの説明がありましたが、共同運用することでどのような効果があるのか。消防職員の交流があるとか、住民サービスでは直近指令と言いますか、現場にある車から直に駆けつけることなど、そういう住民サービスの向上について、何かあれば教えて下さい。

○武田課長： やはり一番のメリットは委員ご指摘のとおり、費用面の削減が一番大きいと私どもも思っております。その他スケールメリットで、有田市管内で大規模災害等の発生時に相互応援が迅速に対応できるなど、消防力の強化や市民サービスの向上が見込めます。あらゆる面でのスケールメリットが期待できます。

○岡田委員： 救急車が近くにあるからといった対応、そのような協定は無いのですね。

○武田課長： もちろん有田市の救急車は3台ありますが、2台、3台と出動している場合には、海南市から即座に応援に駆けつけてくれます。そういう応援協定もきっちり結んでいきます。

○岡田委員： 今後、お互いに検討するものや調整するものはありますか。指令方法の違いとかはありませんか。

○武田課長： 令和5年4月1日から協議会を立ち上げて、運用するのは令和7年の4月1日であり、その間2年間ありますので、その2年間でより良い運用ができるように協議を十分にしていきます。

○堀川委員長： 他に、御質疑ありませんか。

○小西副委員長： 将来の構想の中で、高速道路、高規格道路での事故、そういうところでの協定も当然入るのですが、有田市は高速道路まで遠く、今度開通する高規格道路は近いというところがあるのですが、そういう分担は決められるのですか。

○武田課長： 分担と言いますと。

○小西副委員長： 高速道路、高規格道路で有田市が受け持つ区間とか。

○武田課長： 区間と言いますか、有田市の管内は有田市が管轄します。それが基本になっております。それで手に負えない大規模災害などが起これば、応援隊が来てくれるという仕組みになっております。

○小西副委員長： 基本はそこに置いておく。有田市は小規模の部類に入ると思うので、災害時には中規模、大規模のところへ任務分担が代わって行くということですね。

○武田課長： 基本は、従来どおり有田市は有田市消防本部が管轄します。しかし、消防力に制限がありますので、消防力の及ばないような大災害が起これば、もちろん応援を呼んで対応します。

質疑終了 採 決 (可 決)

○堀川委員長： これで総務建設委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時16分 閉 会